

(別紙 2)

重要事項説明書
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

事業所名	藤沢市明治地域包括支援センター
所在地	神奈川県藤沢市辻堂神台 2-2-1 アイクロス湘南 2 階
事業者指定番号	第 1402200057 号
管理者・連絡先	管理者 田代 真樹 TEL 0466(35)2811 E-mail houkatu@swg.or.jp
サービス提供地域	藤沢市 城南・羽鳥・辻堂新町・辻堂神台・稲荷の一部 大庭の一部

2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
保健師等	1 名以上
社会福祉士	1 名以上
主任介護支援専門員等	1 名以上

3 営業時間

区 分	平 日	土曜日・日曜日・祝祭日
営業時間	8 : 30~17 : 00	休業

但し、1月1日～3日、12月29日～31日を除く

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。ただし、償還払いの対象となる場合には、介護報酬の基準に基づいた額を一旦ご負担いただくことがあります。
- (2) 事業者の担当地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費は実費負担となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルあたり 50 円と致します。

5 事業者のサービス方針等

利用者に対し、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力において自立した日常生活を営むため、また、要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画書（ケアプラン）を作成します。また、当該計画に基づいて適切な介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等との連絡調整その他の便宜を提供します。

6 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

7 相談窓口、苦情・ハラスメント対応

- サービスに関する相談や苦情・ハラスメントについては、次の窓口で対応します。

藤沢市明治 地域包括支援センター 相談・苦情窓口	電話番号 0466(35)2811 fax 番号 0466(35)2875 管理者 田代 真樹 対応時間 8:30～17:00
--------------------------------	--

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

藤沢市介護保険課 (介護予防支援関係)	所在地 藤沢市朝日町1番地の1 担当課 藤沢市 介護保険課 電話番号 代表 0466(25)1111 Fax 番号 代表 0466(24)5928 対応時間 8:30～17:00
市町村相談窓口 (介護予防ケア マネジメント関係)	所在地 藤沢市朝日町1番地の1 担当課 藤沢市 高齢者支援課 電話番号 代表 0466(25)1111 Fax 番号 代表 0466(24)5928 対応時間 8:30～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045(329)3447 対応時間 9:00～17:00

※ 国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に 関する担当者	管理者 田代 真樹
-----------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

10 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団若林会
代表者名	理事長 呉 鐵仁
本社所在地・電話	藤沢市羽鳥1丁目3番43号 0466-36-8151
業務の概要	1. 湘南中央病院、2. 介護老人保健施設 湘南わかば苑、 3. わかば訪問看護ステーション、4. 若林会居宅介護支援事業所 5. 藤沢市明治地域包括支援センター
事業所数	5事業所

12 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
事業者指定番号 管理者・連絡先	神奈川県第 号
担当者	

